

生活と職業

菅原 教造

衣食住と言ふ三字の成句は、一般に、着る衣服、食べる食物、住む住居と言ふ——生活必需品、生活資料、又は經濟的財貨と解されて居ります。衣食住は物件財です。

この物件財と關係を持つ人類の文化財又は社會生活相には、二つの方面が考へられます。第一は衣食住と言ふ物件財を統一し運用する風俗的文化又は風俗的生活相です。第二は衣食住と言ふ經濟的財貨を獲得し消費する經濟的文化又は經濟的生活相です。文化や社會生活相の代りに、行動の規範と言つても同じ事です。

先づ第一の場合を述べます。風俗は國民の生活様式——たゞへば、如何に着、如何に食べ、如何に住むべきか——を命令する掟の文化です。さう言ふ國民の行動を支配する習慣的の手法——たゞへば、國民としての着方、食方、住み方——も、やはり衣食住と呼ばれます。それですから、衣食住と言ふ概念には、物件財としての衣服・食物・住居、文化財としての着方・食方・住み方、二つの方面が考へられるわけです。

しかし、食物なしに食べ方が成立しないやうに、食方なしに食物は用をしません。文化財と物件財と言ふ二つものものが一如なる所に、即ち生活様式が生活資料を運用し、物件財が文化財によつて支配される所に、衣食住と言ふ人間生活の問題が具體化され、活きた世の中の動きが見られます。このやうに、衣食住は、文化財物件財合一の生活相であり、風

俗的文化の問題であるを考へられます。

次に第二の場合を述べます。こゝでは、衣食住と言ふ經濟的財貨又は生活必需品を、それを欲望充足の對象とする消費者との間の關係、即ち經濟的行動が問題となります。この行動は、財貨の獲得と消費と言ふ事であり、人間の生存又は生計の問題を意味します。極端に言つて見れば、この經濟的行動は着方・食べ方・住み方と言ふやうな風俗的文化の命する習慣律的の儀式や作法以前の……と言つていゝかも知れない……つまり着る事・食へる事・住む事と言ふ止むに止まらない本能的な生活の問題を意味します。それですから、生計の問題を推し詰めて考へれば、衣食住と言ふ生活資料を對象とする本能生活の問題となり、個人的消費の問題となつてしまひます。生計を立てると言ふ事は、食物即ち生活の糧を得ると言ふ事であり、生きて行くと言ふ事は食べて行くと言ふ事を意味します。何處の國語でも、衣食住と言ふ物件財の中の食を得る事が生計手段を代表し、飯又はパンが直下に職業を意味します。これは、社會機構に立脚する經濟的生活や社會的分業の問題を、強いて生物生活本位に、又は個人經濟本位に解釋しようとする極端な考へ方なのですけれども、衣食住と職業の關係を、最も端的な形式で表現したものと認めていゝでせう。

かう言ふ衣食住の問題から出立して、これを手掛りにして、次に、職業の問題を考へて見ませう。

二

職業と言ふ概念には、三つの考へ方が含まれてゐます。第一は、二世の中にはさまざまの職業があると言ふ意味の職業と言ふ事です。簡単に言へば、そこにある職業です。この考へ方によれば、職業と言ふ概念は、生存のためのあらゆる生計手段を包括する事になります。つまり、現實の社會生活と言ふ客觀的狀勢が作り出した最廣義の職業分化の全範圍であり、さう言ふ成立したあらゆる社會的分業に應ずるあらゆる職業と言ふ意味です。こゝで言ふ社會的分業は、近世の經

濟的又は技術的分業に限らず、これをも含んだもつゝ広い意味のものです。

それですから發達的に考へるに、この最廣義の社會的分業に應ずる職業の分化は、非常に多方面なものです。たゞせば原始時代の呪醫・豫言者・卜者のやうな神聖職業も、同じく原始時代の男女兩性の分業に基く主婦及び母としての婦人の職業のやうな自然的職業も、又封建時代の世襲の階級的分業に基く國王・僧侶・領主・官吏・軍人・法律家・學者・醫師・地主・農民・手工業者・市民と言ふやうな階級の職業も、最後に、近代産業の生んだ工場労働や、封建時代以來の傳統のある手工業のやうな經濟的職業も、皆この意味の職業に含まれます。つまり、人間の分業的社會は職業から成り立つてゐる言つていゝのであつて、たゞせば、社會的分業を大きな鎖とすれば、その一つ一つの環が、この意味の職業に當ります。

又この意味の職業は、考へ得る限りのあらゆる生計手段の全範圍を含みます。それ故、貴賤貧富の職業はもつゝより、世の中にたつた一人しか就職者のない職業も、現在では就職者のない職業も、無業と言ふ職業も、有害な職業もあり得るのです。たゞせば、國王も乞食も、舊ロシアのザーも、舊ドイツのカイゼルも、地代・利子・年金・恩給で生活する人も、有閑階級も、失業者も、生徒や寄食者や扶養者も、法律によつて禁止されてゐるギャングも囚人も、皆この意味の職業者——何かの方法手段でパンを得る者——に數へられます。隨つて、この意味の職業の領域は、この國に於ても、職業統計の示す職業の範圍よりも廣いのです。所謂商賣往來にない職業が、實際にはあるのです。

三

第二は、「私の職業は車掌である」言ふ意味の職業で、各國の職業統計に現はれる經濟的職業オキユトバシヨウです。又官吏・教師その他の自由職業フツウジヨウシヨウ（財貨の生産・販賣や交通に直接關係のない職業）は、右に述べたやうに、階級的職業の歴史を持つてゐますけれども、近世から經濟的職業に進出しましたから、現在ではやはりこの中に含まれます。

經濟的職業が成立する條件としては、第一に技術的に、ある個人が市價を有する特殊の肉體的、精神的勤勞即ち業務を營む事、第二に經濟的に、その個人が生計を保證する收入を得るために、繼續的に執務する事、第三に社會的に、業務によつて個人の地位——たゞへばドイツでは、職業上の地位として、業主・職員・勞務者の三、イギリスでは、産業上の地位として、雇主・單獨・使用人の三——が定められ、その個人は社會に對して道徳的の責任を有する事、等が考へられます。

第 一 表

X、無業	42、無業	IV、家 事	40、家 事	VII、公務自由業	VI、交 通業	V、商 業	IV、工 業	III、礦 業	II、水 産業	I、農 耕	大 分 類
	41、其 他の 産業		43、無 業								中 分 類
	44、其 他の 産業		39、其 他の 商 業		32、交 通業		24、其 他の 工 業		8、土 石採 取業	1、農 畜業	産 業 分 類
	38、其 他の 産業		30、其 他の 商 業		24、其 他の 工 業		17、紙 工業		7、土 石採 取業	2、畜 産業	中 分 類
	37、其 他の 産業		29、其 他の 商 業		23、其 他の 工 業		16、被 服業		6、漁 業	3、其 他の 農 業	大 分 類
	36、其 他の 産業		28、其 他の 商 業		22、其 他の 工 業		15、織 造業		5、探 採業	4、林 業	産 業 分 類
	35、其 他の 産業		27、其 他の 商 業		21、其 他の 工 業		14、靴 類製造業		4、探 採業	5、其 他の 農 業	産 業 分 類
	34、其 他の 産業		26、其 他の 商 業		20、其 他の 工 業		13、製 品製造業		3、探 採業	6、其 他の 農 業	産 業 分 類
	33、其 他の 産業		25、其 他の 商 業		19、其 他の 工 業		12、製 品製造業		2、探 採業	7、其 他の 農 業	産 業 分 類
	32、其 他の 産業		24、其 他の 商 業		18、其 他の 工 業		11、製 品製造業		1、探 採業	8、其 他の 農 業	産 業 分 類
	31、其 他の 産業		23、其 他の 商 業		17、其 他の 工 業		10、製 品製造業		0、探 採業	9、其 他の 農 業	産 業 分 類
	30、其 他の 産業		22、其 他の 商 業		16、其 他の 工 業		9、製 品製造業		9、探 採業	10、其 他の 農 業	産 業 分 類
	29、其 他の 産業		21、其 他の 商 業		15、其 他の 工 業		8、製 品製造業		8、探 採業	11、其 他の 農 業	産 業 分 類
	28、其 他の 産業		20、其 他の 商 業		14、其 他の 工 業		7、製 品製造業		7、探 採業	12、其 他の 農 業	産 業 分 類
	27、其 他の 産業		19、其 他の 商 業		13、其 他の 工 業		6、製 品製造業		6、探 採業	13、其 他の 農 業	産 業 分 類
	26、其 他の 産業		18、其 他の 商 業		12、其 他の 工 業		5、製 品製造業		5、探 採業	14、其 他の 農 業	産 業 分 類
	25、其 他の 産業		17、其 他の 商 業		11、其 他の 工 業		4、製 品製造業		4、探 採業	15、其 他の 農 業	産 業 分 類
	24、其 他の 産業		16、其 他の 商 業		10、其 他の 工 業		3、製 品製造業		3、探 採業	16、其 他の 農 業	産 業 分 類
	23、其 他の 産業		15、其 他の 商 業		9、其 他の 工 業		2、製 品製造業		2、探 採業	17、其 他の 農 業	産 業 分 類
	22、其 他の 産業		14、其 他の 商 業		8、其 他の 工 業		1、製 品製造業		1、探 採業	18、其 他の 農 業	産 業 分 類
	21、其 他の 産業		13、其 他の 商 業		7、其 他の 工 業		0、製 品製造業		0、探 採業	19、其 他の 農 業	産 業 分 類
	20、其 他の 産業		12、其 他の 商 業		6、其 他の 工 業		0、製 品製造業		0、探 採業	20、其 他の 農 業	産 業 分 類
	19、其 他の 産業		11、其 他の 商 業		5、其 他の 工 業		0、製 品製造業		0、探 採業	21、其 他の 農 業	産 業 分 類
	18、其 他の 産業		10、其 他の 商 業		4、其 他の 工 業		0、製 品製造業		0、探 採業	22、其 他の 農 業	産 業 分 類
	17、其 他の 産業		9、其 他の 商 業		3、其 他の 工 業		0、製 品製造業		0、探 採業	23、其 他の 農 業	産 業 分 類
	16、其 他の 産業		8、其 他の 商 業		2、其 他の 工 業		0、製 品製造業		0、探 採業	24、其 他の 農 業	産 業 分 類
	15、其 他の 産業		7、其 他の 商 業		1、其 他の 工 業		0、製 品製造業		0、探 採業	25、其 他の 農 業	産 業 分 類
	14、其 他の 産業		6、其 他の 商 業		0、其 他の 工 業		0、製 品製造業		0、探 採業	26、其 他の 農 業	産 業 分 類
	13、其 他の 産業		5、其 他の 商 業		0、其 他の 工 業		0、製 品製造業		0、探 採業	27、其 他の 農 業	産 業 分 類
	12、其 他の 産業		4、其 他の 商 業		0、其 他の 工 業		0、製 品製造業		0、探 採業	28、其 他の 農 業	産 業 分 類
	11、其 他の 産業		3、其 他の 商 業		0、其 他の 工 業		0、製 品製造業		0、探 採業	29、其 他の 農 業	産 業 分 類
	10、其 他の 産業		2、其 他の 商 業		0、其 他の 工 業		0、製 品製造業		0、探 採業	30、其 他の 農 業	産 業 分 類
	9、其 他の 産業		1、其 他の 商 業		0、其 他の 工 業		0、製 品製造業		0、探 採業	31、其 他の 農 業	産 業 分 類
	8、其 他の 産業		0、其 他の 商 業		0、其 他の 工 業		0、製 品製造業		0、探 採業	32、其 他の 農 業	産 業 分 類
	7、其 他の 産業		0、其 他の 商 業		0、其 他の 工 業		0、製 品製造業		0、探 採業	33、其 他の 農 業	産 業 分 類
	6、其 他の 産業		0、其 他の 商 業		0、其 他の 工 業		0、製 品製造業		0、探 採業	34、其 他の 農 業	産 業 分 類
	5、其 他の 産業		0、其 他の 商 業		0、其 他の 工 業		0、製 品製造業		0、探 採業	35、其 他の 農 業	産 業 分 類
	4、其 他の 産業		0、其 他の 商 業		0、其 他の 工 業		0、製 品製造業		0、探 採業	36、其 他の 農 業	産 業 分 類
	3、其 他の 産業		0、其 他の 商 業		0、其 他の 工 業		0、製 品製造業		0、探 採業	37、其 他の 農 業	産 業 分 類
	2、其 他の 産業		0、其 他の 商 業		0、其 他の 工 業		0、製 品製造業		0、探 採業	38、其 他の 農 業	産 業 分 類
	1、其 他の 産業		0、其 他の 商 業		0、其 他の 工 業		0、製 品製造業		0、探 採業	39、其 他の 農 業	産 業 分 類
	0、其 他の 産業		0、其 他の 商 業		0、其 他の 工 業		0、製 品製造業		0、探 採業	40、其 他の 農 業	産 業 分 類

仕事の方を本位としたものです。この立場から職業を産業に置き換へて分類したものが、所謂「産業分類」です。つまり職業者の産業的分類と言ふ事です。次に、内閣統計局制定の産業分類中の、大分類十種、中分類四十二種を掲げて見ませう（第一表）。小分類は二百八十種にのぼり、餘り煩雜になりますから省略します。この第一表、二次の第二表の大分類の欄の I, II, III : : 及び中分類の欄の 1, 2, 3 : : は、後に出て来る統計表に引用される番號です。

職業統計の産業分類に現れた職業は、収入のための業務であり、所謂外的職業です。随つてこの第二の意味の職業では、それに従事してゐる人と言ふ事が考へられてるません。このやうに、職業人との内面的關係が問題にされてるませんから、「彼は十遍もその職業を替へた」言ふやうに、その交換が氣樂に考へられます。極端に言つて見れば、收益のためならどんな職業でもよいわけであり、その人にこつてある一定の職業でなければならぬ言ふ理由はないのです。

四

この第二の意味の職業に對して、第三は、「彼はこの職業に適してゐる」言ふ意味の職業です。これは、社會を本位としたものでなく、個人を本位としたものであり、つまり、個人が自己に適した職業を持つ事です。随つてこの場合には、人との關係即ち人の職業への入り込み方が考へられて來ます。これは、單なる収入や事務でなく、人を中心とした内的職業であり、所謂天職^{ゾウケイシヨウ}です。天職は呼びかけられた職業、又は御召しによつて選まれた職業であり、言ひ換へれば、その人の自然の素質・天賦の傾向に基いて選まれた職業です。こゝに職業の使命の自覺に基く榮譽と責任があり、満足と熱情があります。随つて、職業の遂行は國家及び社會に對するその人の義務であり、人はその全人格を捧げて永續的にこの選まれた職業に献身奉仕すべきであり、又この意味の職業活動は、仕事に對してもその人に對しても、最上の効果が達せられるものも考へられます。たゞへば、主婦や母のやうな原始時代からの自然的職業や、僧侶・官吏・軍人・法律家・教

師・醫師・手工業者のやうな封建時代からの階級的職業は、この第三の意味の職業であつて、この傾向は、現在の經濟的職業時代に於ても、決して失はれてゐません。

封建時代に於ては、階級は社會組織の大きい單位であり、法律秩序の代表者でした。隨つて、それ／＼の階級の成員は鞏固な組合又は座を作り、その屬する階級的職業の榮譽と責任とを自覺してゐました。このやうに、封建時代の階級制度は、成員の行動に對して、嚴密な規定を課してゐましたから、職業生活のみならず、道德的・藝術的・家族的の生活の上にも強い影響を與へました。この時代の人々の職業的良心・職業的修業は、職業生活の社會的類型と見るべき職業氣質を構成しましたし、又職業的第六感は名人氣質と言ふ言葉で、職業に對する感謝の意味は職業冥利と言ふ言葉で表現されました。この神聖な階級的職業は、家族の職業として世襲的に繼承され、それが家の面目であり身の譽れでもありました。それですから、實子に職業上の素質が惠まなかつた場合には、才能のある者が養子として迎へられた事が珍らしくありませんでした。

現在に於ても、經濟的職業意識は、大工場が資本主義的の商業や交通に特有のものと言つていゝ位で、官吏・教師その他の自由業者や手工業者は、やはり傳統的な職業意識を以つて生活してゐます。現代の教員も、官僚事務を執る官吏もやはり道德的な階級的職業意識を以つて勤務してゐますし、大工場で勞働する職工も、昔のやうな名人氣質の手工業者を以つて任じてゐる者が少なくないのです。近代的生产方法では、大工業は部分的な生産工程に細分されます。これを統合するのが産業組織です、しかしその一々の部分的工程を受け持つ熟練工は、やはり手工業者のやうな職業意識を以つて働いてゐるのです。

この第三の意味の、働く人の從業態度、個人の氣質や技術に基く仕事氣質と言ふやうな方面から業務を分類したもの

が、所謂「職業分類」です。これは産業部門と關係なく、たゞ業務そのものゝ部門分けをしたものなのです。前に掲げた「産業分類」の場合と同様に、次に、内閣統計局制定の分類表の中、大分類、十種之中、分類、四十一種を掲げて見ませう(第一表)。小分類は三百七十六種と言ふ多數になりますから省略します。

第 二 表

Ⅰ、無業者	Ⅱ、家使用人	Ⅲ、其他の有業者	Ⅳ、公務自由業	Ⅴ、交通業	Ⅵ、商業	Ⅶ、工業	Ⅷ、農業	Ⅷ、大分類	Ⅷ、職業分類				
40、其他の無業者	38、家使用人	39、其他の有業者	30、31、32、33、34、35、36、37、38、 其他の公務自由業	28、29、運輸通信	25、26、27、 金融、接客、保險	22、23、24、 其他の工業的職業	19、20、21、 木竹草蓆に關する製造する者	10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、 其他の工業的職業	6、7、8、9、 土石採取、石油工業、採炭	5、漁業	4、林業	3、畜産	1、2、3、4、 農業
41、其他の無業者	38、家使用人	39、其他の有業者	30、31、32、33、34、35、36、37、38、 其他の公務自由業	28、29、運輸通信	25、26、27、 金融、接客、保險	22、23、24、 其他の工業的職業	19、20、21、 木竹草蓆に關する製造する者	10、11、12、13、14、15、16、17、18、19、20、21、22、23、24、 其他の工業的職業	6、7、8、9、 土石採取、石油工業、採炭	5、漁業	4、林業	3、畜産	1、2、3、4、 農業

右の産業分類及び職業分類の小分類の項目を略しましたが、それを一覽表にしたものは、昭和七年内閣統計局發行の

抽出調査に依る昭和五年國勢調査結果の概観』に出て居ります。尙もつゞ精しくこの小分類の内容について知りたいこと思ふならば、昭和六年内閣統計局發行の『國勢調査の結果表章に用ふべき産業分類及職業分類』を参照の事。

五

職業の分類の問題については、専門の統計學者の間に、客觀的・社會的分類によるべきか、主觀的・個人的分類によるべきか、についての議論があります。例を工業にまつて言つて見れば、勞働行程を中心として分類すべきか、或は人間の創作活動を中心として分類すべきかと言ふ事です。

第一の場合は、近代産業の經營を基礎として分類するので、この立場の分類項目は、原料を生產品に變化する工程から導かれます。先づ原料を基礎にすれば、金屬工業・皮革工業等に分類され、次に生產品の性質を基礎にすれば、飲食料工業、被服工業等に分類され、最後に工程を基礎にすれば、化學工業・紡織工業等に分類されます。いづれにしても經營の組織を本位とした分類です。「産業分類」は、この社會本位の客觀的の立場に屬するもので、産業組織を中心とし、經營體の事業の種類を基礎にした所謂縱斷的分類です。この分類法によつて、各産業に分布する有業者の割合、各産業に屬する有業者の人口の範圍なきが明らかにされます。この方法によれば、從來の傳統的の職業も、つまり同一の職業も、それ々の産業部門に分割され、隨つて從業者の保健状態や生計の保證も、その屬する産業部門の種類や盛衰と共に變動します。

第二の場合は、封建時代からの階級的職業の傳統を基礎にして分類するので、この立場の分類項目は、たゞへば、番頭・手代・小僧と言ふやうな商業制度、大工・鍛冶と言ふやうな手工業制度を本位とする事になります。「職業分類」はこの個人本位の主觀的な立場に屬するもので、個人的作業の特質を中心とし、その個人的作業が同種類である限り、あらゆる産業部門に屬するその作業を一集團として包括する所謂橫斷的分類です。この分類法によれば、國民の職業分化、有業者の職

業的地位(業主・職員・勞務者)が明らかにされ、同時にその健康状態や教育程度などが反映されます。

産業分類は、産業と言ふ事を基礎にして、各産業の部門を立て、そこへ従業者をはめこむ分類の式です。職業分類は、働く人を基礎にして、その業務の部門を立て、従業者の職業生活を知らせる分類の式です。

後に出て来る第八表と第九表を比較し、又第十表と第十一表を比較して見るに、項目の名が同じで従業者の数が違つてゐるでせう。これは右に述べたやうに、事を中心とする場合と、人を中心とする場合とで、数が違ふからです。

右の二種の分類は、國勢調査に用ゐられる内閣統計局制定の標準的のものです。しかしこの外のための分類については、昭和五年十二月二十七日内閣訓令第三號で、「各官廳に於て調製する統計中、産業及び職業によつて類別するものは、本分類に據るべし。但し特に必要ある時は、本分類に據るものと比較對照を失はざる程度に、各項目を輯約し又は細分する事を得し規定してあるやうに、實用上の適當な變形が容認されて居ります。次に、内務省中央職業紹介事務局がこの立場から制定した實用分類を、昭和九年發行の『職業紹介關係法規』によつて掲げて見ませう(第三表)。これは職業紹介事務局で、求人即ち所要申込の職業、求职者即ち希望職業、就職者即ち就職決定の職業などを定める時に用ゐられる分類で、職業紹介の目的から、産業分類と職業分類を折衷して作つたものです。『職業紹介月報』に記載される分類もこれに據つて居り、又小分類の1, 2, 3...等の番號は、職業紹介所の傳票に使用されてゐるものです。

第三表

大分類	小分類	細分類
1, 製	織	生絲, 人造絹絲, 擦絲
2, 紡	織	紡績, 編物, 組物, 絹綿織物, 毛織物, 莫大小, 麻絲維, 眞綿, ベニ, 綿等の製造

II、土木建築	I、工業及び鑛業
18、大工 19、左官 20、石工 21、土方 22、其他	3、染 4、裝身具 5、機械器具 6、船舶車輛 7、電氣瓦斯 8、金屬工業 9、製藥 10、磷寸 11、肥料 12、製紙 13、製版印刷 14、食料品 15、嗜好品 16、採鑛冶金 17、其他
<p>大工、建具、製材、木挽等(木型工、木工等を含ます)</p> <p>左官、煉瓦積、セメント塗、ペンキ塗、泥工等</p> <p>石工</p> <p>土方、土木建築手傳、雜役、鷹職</p> <p>屋根屋、疊職、土木測量手、建築手、土木建築請負業、土木技術師等</p>	<p>染物、漂白、洗濯、浸拔、整理、捺染、湯熨斗、練</p> <p>和洋服裁縫、帽子製造、シャツ、手袋、足袋類、履物(靴を含む)、傘類等の製造</p> <p>髪類、花簪、筭、櫛、櫛、其他頭髮裝飾品及び其他の裝身具(身の廻り品)の製造</p> <p>度量衡其他計測器、化學的機械器具、時計、電氣機械器具、原動機(汽缸、電動機、瓦斯發生機等)、銃砲、彈丸、水雷、紡織機械、農具、土工具、金屬工業、川木工用機械、航空機械、其他機械器具の製造及び修繕</p> <p>大小船舶、船具及び諸車輛の製造及び修繕</p> <p>電氣ワスの發生供給及び其裝置業</p> <p>精鍊業、金屬壓延、釘、鋸、針の鐵業、鋼索鐵鎖製造、鍛冶業、鑄物業、銅器、眞鍮器、青銅器、貴金屬品等の製造</p> <p>工業用藥品、醫療藥品、賣藥、染料、石鹼、化粧品、火藥、爆發物等の製造</p> <p>燐寸、附木、燐寸軸木等の製造</p> <p>人造肥料</p> <p>製紙、紙工品製造、表具師</p> <p>製版、印刷(寫真版印刷を含む)、製本</p> <p>精製、製粉、砂糖、麵類、豆腐、味噌、醬油等の製造</p> <p>煙草、茶、菓子、酒類、清涼飲料等の製造</p> <p>金屬及び非金屬鑛業、土石採取業</p> <p>以上の各分類に入らざる工業及び鑛業——即ち窯業中のセメント、石灰類、瓦、土管、煉瓦、陶磁器、珪瑯品、硝子製品等の製造、化學工業中の油脂、臘、ゴム、セルロイド、防水品、漆、塗料等の製造、化學分析検査に關する業、フィルム、膠等の製造、皮革、骨、角、甲、羽毛品製造(裝身具に屬せざるもの)、木竹藁草細工品製造中の漆器製造、指物、曲物、刳物、木地細工、麥稈、經木、棕櫚、蓆表、蓆、瓢箪、糸瓜細工等の製造</p>

Ⅲ、商 業	Ⅳ、農 林 業	Ⅴ、水 產 業	Ⅶ、通 信 運 輸
23、店員 24、小商店員 25、商店雜役 26、飲食店雇人 27、行商 28、其他	29、農作園藝 30、養蠶 31、林業 32、其他	33、漁撈養殖 34、製鹽 35、其他	36、船員 37、鐵道從事員 38、電鐵從事員 39、自動車從事員 40、通信從事員 41、運送業 42、車夫馬丁 43、其他
店員、番頭等 少年店員、小僧、丁稚、徒弟(商業)等 商店雜用人、荷造、御用聞き 料理人、給仕人、出前持、其他旅館・料理屋・飲食店使用人 賣子、行商等 其他商業及び其他の使用人	農作、園藝、造園、牧畜、搾乳、養禽 養蠶、蠶種の製造 森林業、林産物 其他の農林業	漁撈、採藻、魚介、養殖 製鹽 其他の水産業	船員、船夫、水先案内等 驛夫、車掌、驛長、助役、出札・改札・貨物掛、保線從事者、機關車乘務員等、鐵道運輸の現業に從事するもの全部 電鐵從事員、電氣軌道運輸の現業に從事する者の全部 自動車從事員 通信事務員、郵便電信集配人、電話交換手、其他の通信從事員 仲仕、沖仲仕、運搬夫、運送業店員等 挽子、車力、馬力、人力車夫、馭者等(抱車夫馬丁等は戸内使用人の其他に屬す) 其他の通信運輸業
44、僕婢 45、乳母兒守	下男、上級及び下級の女中等 乳母、兒守等		

VII、戸内使用人	VIII、雑業
46、書生給仕 47、番人小使 48、其他	49、官公吏 50、教員 51、事務員 52、看護人 53、醫師 54、藥局員 55、外交集金人 56、配達人 57、理髮 58、娯樂場雇人 59、其他
書生、給仕 夜警、番人、門衛、小使、使丁、下足番、留守番等 家政婦、炊事夫、抱車夫、抱馬丁	官公署吏員（一般事務を取扱ふ、官公署の雇員以上の者） 教員、保母、家庭教師 銀行會社事務員等 産婆、看護婦、看護人、按摩 醫師、代診 藥局員 外交員、集金人、外動員、勸誘員 辨當屋配達、新聞雜誌配達、牛乳配達等 理髮人、理容人 遊戯場、娯樂場雇人 記者、通譯、校正、筆耕、タイピスト製圖、寫真師、裝飾屋、三助、清潔雇人、廣告屋、案内人、技術師、差配人、撒水夫、潜水夫、葬儀人夫、代書、易者、宗教に關する業、教育に關する業、獸醫、蹄鐵工、法務に關する業、著述家、藝術家、禮式教師、武藝諸道師範等

六

これから、右に述べた産業分類と職業分類の二方面に互つて、國民の職業活動を、先づ男性と女性とを比較しつゝ、統計的に調査して見ませう。統計は正確を期するために、昭和五年（一九三〇年）十月一日に施行された國勢調査を整理した内閣統計局の報告、『抽出調査に依る昭和五年國勢調査結果の概観』昭和七年發行から引用します。統計の範圍は内地を主としたもので、臺灣・朝鮮及び樺太は含まれて居りません。統計の數は抽出調査によつたものです。

第四表 昭和5 (1930)

配偶関係人口別								
配偶関係	總數	男	女	女百につき男	各人口千中			
					總數	男	女	
總數	64,067,050	32,294,890	31,772,160	101.65	1,000	1,000	1,000	
未婚	33,999,730	18,365,720	15,634,010	117.47	531	569	492	
有配偶	25,210,480	12,573,380	12,637,100	99.50	394	389	398	
死別	4,251,150	1,083,110	3,168,040	34.19	66	34	100	
離別	605,690	272,680	333,010	81.88	9	8	10	

第五表 昭和5 (1930)

有業者及び無業者								
種別	總數	男	女	女百につき男	各人口千中			
					總數	男	女	
總數	64,067,050	32,294,890	31,772,160	101.65	1,000	1,000	1,000	
有業者	29,220,550	19,089,520	10,131,030	188.43	456	591	319	
無業者	34,846,500	13,205,370	21,641,130	61.02	544	409	681	

第六表 昭和5 (1930)

配偶関係別有業者								
配偶関係	總數	男	女	女百につき男	各人口千中			
					總數	男	女	
總數	29,220,550	19,089,520	10,131,031	188.43	1,000	1,000	1,000	
未婚	9,056,100	6,080,100	2,976,000	204.30	310	319	294	
有配偶	17,871,180	11,980,170	5,891,010	203.36	612	628	581	
死別	1,850,920	786,900	1,064,020	73.96	63	41	105	
離別	442,350	242,350	200,000	121.18	15	13	20	

第四表によつて、全人口・男女人口の比・結婚關係を知る事が出来ます。
 第五表によつて、全人口の中の、男女の有業者・無業者が明らかにされます。
 第六表によつて、男女の有業者の結婚關係を知る事が出来ます。
 第七表によつて、男女の有業者の年齢別が示されます。
 第八表は、第一表産業分類の、大分類欄に應ずる男女の有業者を、總數の多いものから少ないもの

第七表 昭和5(1930)

年 齡 別 有 業 者							
年 齡	總 數	男	女	女百に つき男	各人口千中		
					總數	男	女
總 數	29,220,550	19,089,520	10,131,030	188.43	1,000	1,000	1,000
0—14	1,028,010	493,010	535,000	92.15	35	26	53
15—19	4,405,220	2,611,220	1,794,000	145.55	151	137	177
20—24	3,984,420	2,565,420	1,419,000	180.79	136	134	140
25—29	3,463,780	2,429,760	1,034,020	234.98	119	127	102
30—34	3,053,510	2,104,500	949,010	221.76	104	110	94
35—39	2,693,360	1,784,360	909,000	196.30	92	93	90
40—44	2,561,960	1,697,960	864,000	196.52	88	89	85
45—49	2,323,340	1,522,340	801,000	190.05	80	80	79
50—54	2,073,970	1,382,970	691,000	200.14	71	72	68
55—59	1,537,300	1,021,300	516,000	197.93	53	54	51
60—64	980,480	676,480	304,000	222.53	34	35	30
65—69	606,160	429,160	177,000	242.46	21	22	17
70—	509,040	371,040	138,000	268.87	17	19	14

第八表 昭和5(1930)

産 業 別 有 業 者 (大分類)							
産 業	總 數	男	女	女百に つき男	各人口千中		
					總數	男	女
總 數	29,220,550	19,089,520	10,131,030	188.43	1,000	1,000	1,000
I. 農 業	14,104,160	7,740,160	6,364,000	121.62	483	405	628
IV. 工 業	5,414,410	4,392,410	1,022,000	429.79	185	230	101
V. 商 業	4,959,140	3,493,140	1,466,000	238.28	170	183	145
VII. 公務自由業	2,051,110	1,637,090	414,000	395.41	70	86	41
VI. 交 通 業	932,080	893,080	39,000	2,289.95	32	47	4
VIII. 家 事	815,540	93,530	722,010	12.95	28	5	71
II. 水 産 業	585,040	537,040	48,000	1,118.83	20	28	5
III. 鑛 業	303,070	259,070	44,000	588.80	10	14	4
IX. 其他の産業	56,000	44,000	12,000	366.67	2	2	1

第九表 昭和5(1930)

職 業 別 有 業 者 (大分類)							
職 業	總 數	男	女	女百に つき男	各人口千中		
					總數	男	女
總 數	29,220,550	19,089,520	10,131,030	188.43	1,000	1,000	1,000
I. 農 業	14,156,030	7,791,030	6,365,000	122.40	484	408	628
IV. 工 業	5,290,560	4,286,560	1,004,000	426.95	181	225	99
V. 商 業	4,463,110	3,026,110	1,437,000	210.59	153	159	142
VII. 公務自由業	2,031,070	1,685,060	346,010	487.00	70	88	34
VI. 交 通 業	1,108,560	1,027,560	81,000	1,268.59	38	54	8
VIII. 家事使用人	806,000	87,000	719,000	12.10	28	5	71
II. 水 産 業	568,040	521,040	47,000	1,108.60	19	27	5
IX. 其他の有業者	561,000	466,980	94,020	496.68	19	24	9
III. 鑛 業	236,180	198,180	38,000	521.53	8	10	4

の順に示したものです。

第九表は、第二表職業分類の、大分類欄に應ずる男女の有業者を、總數の多いものから少ないもの順に示したものです。

第十表は、第一表産業分類の、中分類欄に應ずる男女の有業者を、總數の多いものから少ないもの順に示したものです。産業欄の數字は、第一表産業分類の中分類の番號です。

第十表 昭和5 (1930)

産業	業	産業別有業者 (中分類)				各人口千中			
		總數	男	女	女百につき男	總數	男	女	
總	數	29,220,550	19,086,520	10,131,030	188.43	1,000	1,000	1,000	
1. 農	耕	13,525,130	7,432,130	6,093,000	121.98	463	389	601	
25. 物	販 賣	3,339,090	2,584,090	755,000	324.26	114	135	75	
30. 接	客	1,125,030	475,030	650,000	73.08	39	25	64	
15. 紡	織	1,114,630	562,630	552,000	101.93	38	30	54	
33. 公	務	1,043,050	923,030	120,020	769.06	36	48	12	
32. 交	通	932,080	893,080	39,000	2,289.95	32	47	4	
22. 土	木建築に關する業	875,880	869,880	6,000	14,498.00	30	46	1	
40. 家	事	815,540	93,530	722,010	12.95	28	5	71	
19. 木竹草藁類に關する製造業		684,770	618,770	66,000	937.53	23	32	7	
6. 酒	業	585,040	537,040	48,000	1,118.83	20	28	5	
21. 飲	食料品製造業	516,050	424,050	92,000	460.92	18	22	9	
16. 被	服身裝品製造業	419,370	267,370	152,000	175.90	14	14	15	

35. 牧	畜	393,030	271,030	122,000	222,16	14	14	12
10. 金 屬 工 業	業	392,810	376,810	16,000	2,355.06	13	20	2
3. 織 業	業	298,000	73,000	225,000	32.44	10	4	22
17. 紙 工 業 印 刷 業	業	274,720	240,720	34,000	708.00	9	13	3
7. 採 掘 業	業	271,070	231,070	40,000	577.68	9	12	4
9. 窯 業 土 石 加 工 業	業	256,040	220,040	36,000	611.22	9	12	4
37. 醫 療	業	252,000	146,000	106,000	137.74	9	8	10
11. 機 械 器 具 製 造 裝 置 業	業	229,050	217,050	12,000	1,808.75	8	11	1
27. 金 融 保 險 業	業	200,010	182,010	18,000	1,011.17	7	10	2
14. 化 學 工 業	業	186,020	155,020	31,000	500.06	6	8	3
36. 宗 教	業	185,020	145,020	40,000	362.55	6	8	4
5. 林 業	業	180,000	149,000	31,000	480.65	6	8	3
12. 造 船 業 運 搬 用 具 製 造 業	業	167,030	163,030	4,000	4,075.75	6	9	0
26. 媒 介 週 旋 業	業	166,010	151,010	15,000	1,006.73	6	8	1
23. 瓦 斯 電 氣 水 道 業	業	135,020	133,020	2,000	6,651.00	5	7	0
39. 其 他 の 自 由 業	業	105,000	95,000	10,000	950.00	4	5	1
29. 娯 樂 興 行 に 關 する 業	業	89,000	63,000	26,000	242.31	3	3	3
2. 畜 産	業	67,030	53,030	14,000	378.79	2	3	1
38. 著 述 藝 術 遊 藝	業	59,000	44,000	15,000	293.33	2	2	1
24. 其 他 の 工 業	業	58,000	53,000	5,000	1,060.00	2	3	0
41. 其 他 の 産 業	業	56,000	44,000	12,000	366.67	2	2	1
13. 精 巧 工 業	業	55,000	51,000	4,000	1,275.00	2	3	0
4. 其 他 の 農 業	業	34,000	33,000	1,000	3,300.00	1	2	0
8. 土 石 採 取 業	業	32,000	28,000	4,000	700.00	1	2	0
18. 革 骨 羽 毛 品 類 製 造 業	業	26,020	21,000	5,000	420.40	1	1	0
28. 物 品 貸 貸 業 預 ち 業	業	26,000	24,000	2,000	1,200.40	1	1	0

20. 製 鹽 業	24,000	19,000	5,000	380.00	1	1	0
34. 法 務	14,010	13,010	1,000	1,301.00	1	1	0
31. 其 他 の 商 業	14,000	14,000	—	—	1	1	—

第十一表は、第二表職業分類の、中分類欄に應ずる男女の有業者を、總数の多いものから少ないもの順に示したものです。職業欄の数字は、第二表職業分類の中分類の番號です。

第十一表 昭和5(1930)

職 業	總 數	男	女	女百につき男	各 人 口 千 中			
					總 數	男	女	中
總 數	29,220,550	19,089,520	10,131,030	188.43	1,000	1,000	1,000	
1. 農 耕 に 従 事 す る 者	13,574,170	7,479,170	6,095,000	122.71	465	392	602	
24. 商 業 的 職 業	3,263,090	2,497,090	766,000	325.99	112	131	76	
26. 接 客 業 に 従 事 す る 者	1,143,020	477,020	666,000	71.62	39	25	66	
14. 紡 織 工 業 に 従 事 す る 者	1,013,450	469,450	544,000	86.30	35	25	54	
27. 運 輸 工 業 に 従 事 す る 者	939,540	509,540	30,000	3,031.80	32	48	3	
21. 上 木 建 築 に 従 事 す る 者	912,140	908,140	4,000	22,703.50	31	48	0	
38. 家 事 使 用 人	806,000	87,000	719,000	12.10	28	5	71	
18. 木 竹 草 藁 類 に 關 する 製 造 に 従 事 す る 者	684,870	624,870	60,000	1,041.45	23	33	6	
11. 金 屬 工 業 機 械 器 具 製 造 造 船 運 搬 用 具 製 造 に 従 事 す る 者	669,960	645,960	24,000	2,691.50	23	34	2	
5. 漁 業 に 従 事 す る 者	568,040	521,040	47,000	1,108.60	19	27	5	
39. 其 他 の 有 業 者	561,000	466,980	94,020	496.68	19	25	9	
20. 飲 食 料 品 嗜好 品 製 造 に 従 事 す る 者	481,050	385,050	96,000	401.09	16	20	10	
15. 被 服 身 裝 品 製 造 に 従 事 す る 者	460,390	303,390	157,000	193.24	16	16	16	
35. 店 記 的 職 業	434,050	396,050	38,000	1,042.24	15	21	4	

29. 官吏公吏雇傭員	427,160	397,160	30,000	1,323.87	15	21	3
32. 教育に従事する者	325,040	219,040	106,000	206.64	11	11	11
3. 蠶業に従事する者	310,000	83,000	227,000	36.56	11	4	22
16. 紙工業印刷に従事する者	259,870	233,870	26,000	899.50	9	12	3
30. 陸海軍現役軍人	253,630	253,630	—	—	9	13	—
34. 醫療に従事する者	241,160	135,150	106,010	127.49	8	7	11
10. 窯業(石加)業に従事する者	218,050	183,050	35,000	523.00	7	10	4
23. 其他の工業的職業	204,730	178,730	26,000	687.42	7	9	3
6. 採炭に従事する者	176,040	145,040	31,000	467.87	6	8	3
4. 林業に従事する者	173,010	144,010	29,000	496.59	6	8	3
28. 通信に従事する者	169,020	118,020	51,000	231.41	6	6	5
33. 宗教	169,020	134,020	35,000	382.91	6	7	3
22. 瓦斯電気水道業に従事する者	158,030	157,030	1,000	15,703.00	5	8	0
13. 化學製品の製造に従事する者	127,000	108,000	19,000	568.42	4	6	2
36. 記者著述家藝術家遊藝家	125,000	98,000	27,000	362.96	4	5	3
2. 畜産に従事する者	98,850	84,850	14,000	606.07	3	4	1
25. 金融保険に従事する者	57,000	52,000	5,000	1,040.00	2	3	1
37. 其他の自由業	51,010	47,010	4,000	1,175.25	2	2	0
12. 精巧工業に従事する者	50,000	48,000	2,000	2,400.00	2	3	0
7. 採鑛に従事する者	31,020	28,020	3,000	934.60	1	1	0
9. 土石採取に従事する者	28,120	24,120	4,000	603.00	1	1	0
17. 皮革骨羽毛品類製造に従事する者	27,020	22,020	5,000	440.40	1	1	0
19. 製鹽に従事する者	24,000	19,000	5,000	380.00	1	1	1
31. 法務に従事する者	5,000	5,000	—	—	0	0	—
8. 石油鑛業に従事する者	1,000	1,000	—	—	0	0	—

第十二表 昭和5 (1930)

職業(本業)別有副業者(大分類)								
職 業	總 數	男	女	女百に つき男	各人口千中			
					總數	男	女	
總 數	7,605,110	4,295,110	3,310,000	129.76	1,000	1,000	1,000	
I. 農 業	5,811,080	3,443,080	2,368,000	145.40	764	801	715	
X. 無 業	873,010	58,010	815,000	7.12	115	14	246	
IX. 工 業	347,010	305,010	42,000	726.21	46	71	13	
V. 商 業	282,000	222,000	60,000	370.00	37	52	18	
VII. 公務自由業	108,000	103,000	5,000	2,060.00	14	24	2	
II. 水 産 業	77,010	71,010	6,000	1,183.50	10	17	2	
VI. 交 通 業	66,000	63,000	3,000	2,100.00	9	15	1	
IX. 其他の有業者	28,000	22,000	6,000	366.67	4	5	2	
III. 鑛 業	7,000	5,000	2,000	250.00	1	1	1	
VIII. 家事使用人	6,000	3,000	3,000	100.00	1	1	1	

第十三表 昭和5 (1930)

副業の種類(大分類)								
職 業	總 數	男	女	女百に つき男	各人口千中			
					總數	男	女	
總 數	7,605,110	4,295,110	3,310,000	129.76	1,000	1,000	1,000	
I. 農 業	5,692,050	3,065,050	2,627,000	116.67	748	714	794	
IV. 工 業	1,062,050	560,040	502,000	111.56	140	130	152	
V. 商 業	484,000	348,000	136,000	255.88	64	81	41	
II. 水 産 業	123,010	108,010	15,000	720.07	16	25	5	
VI. 交 通 業	105,010	100,010	5,000	2,000.20	14	23	2	
IX. 其他の有業者	91,000	76,000	15,000	506.67	12	18	5	
VII. 公務自由業	37,000	30,000	7,000	428.57	5	7	2	
III. 鑛 業	10,000	8,000	2,000	400.00	1	2	1	
VIII. 家事使用人	1,000	—	1,000	—	0	—	0	

第十二表は、本業の外に副業を持つ男女の有業者又は無業者を、職業大分類によつて示したものです。本業と副業との關係——即ちさう言ふ本業の者が一番多く副業を持つか、を明らかにするために、本業者を、副業の持ち方の多いものから少ないものゝ順にして示してあります。

第十三表では、本業と關係なしに、副業そのものが、職業の大分類に應じて、男女の副業者の多いものから少ないもの順に示されて居ります。

第十四表は、職業の中分類に應じて、男女の副業者の順位を示したものです。

第十四表 昭和5 (1930)

職 業	總 數	副 業 の 種 類 (中 分 類)			各 人 口 中	
		男	女	女百につき男	總 數	男
總	7,605,110	4,295,110	3,310,000	129.76	1,000	1,000
3. 觀 業 に 従 事 す る 者	4,406,020	2,202,020	2,204,000	99.91	579	513
1. 農 耕 に 従 事 す る 者	849,010	568,010	281,000	202.14	112	132
18. 木竹草藁類に關する製造に従事する者	537,000	264,000	273,000	96.70	71	61
24. 商 業 的 職 業	439,000	314,000	125,000	251.20	58	73
2. 畜 産 に 従 事 す る 者	223,000	117,000	106,000	110.38	29	27
4. 林 業 に 従 事 す る 者	214,020	178,020	36,000	494.50	28	41
20. 飲食料品嗜好品製造に従事する者	134,020	89,020	46,000	191.35	18	21
5. 漁 業 に 従 事 す る 者	123,010	108,010	15,000	720.07	16	25
27. 運 輸 に 従 事 す る 者	105,010	100,010	5,000	2,000.20	14	23

15. 被服身部品製造に従事する者	103,000	18,000	85,000	21.18	14	4	26
14. 紡織工業に従事する者	103,000	30,000	73,000	41.10	14	7	22
21. 土木建築に従事する者	92,020	92,020	—	—	12	21	—
39. 其他の有業者	91,000	76,000	15,000	506.67	12	18	5
26. 接客業に従事する者	37,000	26,000	11,000	236.36	5	6	3
16. 紙工業印刷に従事する者	30,000	19,000	11,000	172.73	4	4	3
11. 金属工業機械器具製造造船運搬用具製造に従事する者	20,000	18,000	2,000	900.00	3	4	1
10. 窯業土石加工に従事する者	19,000	15,000	4,000	375.00	2	3	1
36. 記者著述家藝術家遊藝家	13,000	9,000	4,000	225.00	2	2	1
23. 其他の工業的職業	9,000	5,000	4,000	125.00	1	1	1
9. 土石採取に従事する者	8,000	6,000	2,000	300.00	1	1	1
13. 化学製品の製造に従事する者	8,000	5,000	3,000	166.67	1	1	1
25. 金融保険に従事する者	8,000	8,000	—	—	1	2	—
34. 醫療に従事する者	8,000	7,000	1,000	700.00	1	1	0
33. 宗教	6,000	4,000	2,000	200.00	1	1	1
37. 其他の自由業者	5,000	5,000	—	—	1	1	—
19. 製鹽に従事する者	4,000	3,000	1,000	300.00	1	1	0
7. 採鑛に従事する者	2,000	2,000	—	—	0	0	—
12. 精巧工業に従事する者	2,000	2,000	—	—	0	0	—
32. 教育に従事する者	2,000	2,000	—	—	0	0	—
35. 書記的職業	2,000	2,000	—	—	0	0	—
17. 皮革骨毛羽製品製造に従事する者	1,000	1,000	—	—	0	0	1
31. 法務に従事する者	1,000	1,000	—	—	0	0	1
38. 家事使川人	1,000	—	1,000	—	0	—	0